

議案第26号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正について  
次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成9年3月21日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例  
国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和38年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「国民宿舎三朝温泉会館」を「三朝町営国民宿舎ブランナールみささ」に改める。

第1条中「国民宿舎三朝温泉会館（以下「温泉会館」という。）」を「三朝町営国民宿舎ブランナールみささ（以下「ブランナール」という。）」に改める。

第2条中「温泉会館」を「ブランナール」に、「100分の103」を「100分の105」に改める。

第4条中「温泉会館」を「ブランナール」に改める。

第5条中「規程」を「国民宿舎事業管理規程」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の三朝町営国民宿舎プランナールみさき使用料及び手数料徴収条例第2条（「100分の103」を「100分の105」に改める部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の宿泊者について適用し、同日前の宿泊者については、なお従前の例による。